





**市民税第4期分の納期** 市・県民税第4期分の納期限は1月31日です。市指定金融機関(市役所内)、もよりの取り扱い銀行、市内郵便局または神戸・西宮・尼崎・宝塚・伊丹・川西の各市内郵便局のいずれかへお納めください。

**償却資産の申告も** 固定資産税の課税対象となる償却資産(事業品など)を所有しておられるかたには毎年1月1日現在の資産の現況を申告していただくことになっています。46年度までに申告されたかたへは申告用紙をもうすぐお送りします。昨年中に新しく事業を始められたかたは、お早めに市税務課固定資産税係へご連絡ください。申告書は、同様に1月31日までに提出ください。

**家庭の水道工事は** 建物の中の給水装置を新設・改造・修理されるときは、必ず市の指定(公認)水道工事店へお申し込みください。それ以外の業者に工事を依頼されると、無届工事となって水を止められたり、料金を支払わざりますからご注意願います。市指定(公認)水道工事店は次のとおりです。

▶井上商会(精道町11-5、②2548)  
▶合資会社神明商会(西山町122、②3565)  
▶山中設備工業所(船戸町4-11、②0532)  
▶合資会社神野水道電気商会(西山町30、③2992-1)  
▶東山商会(西藏町3-19、①1882)  
▶中央

水道工務所(業平町3-6、②3552)

▶原田商会(若宮町2-13、②0706)

▶宇根商会(西山町88、③2334)  
▶松原商会(前田町9-2、②3447)  
▶大坪商会(浜芦屋町1-2、②1844)  
▶越智商会(東山町90、②3708)  
▶大阪商会(大津町6-6、②4446)  
▶大山商会(西藏町1-11、②0379)  
▶西岡設備工業所(上宮川町8-10、②9056)

▶種継商会(松ノ内町7-17、②4842)

水道管に防寒具を装着するが零下4度以下になりますと、むき出しの水道管や屋外にあるジャッキ、メーターボックスの中などは、凍ったり破裂したりします。お宅の水道管は、フルトやコモなどを巻いて保護しておられるでしょう。もし、水道管が凍って水が出なくなってきたときは、布切れなどをかぶして、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてとかしましょう。急に熱湯をかけますと、ジャッキが破裂することがあります。

**臨時のくみ取りは数日前に** ご家庭の便所のくみ取りは定期的に行なっていますが、水洗便所への切りかえ工事をされるとき、あるいは工事現場の便所などの場合のように臨時くみ取りを希望されるときは、収集日程のつづりがありますので、必ず2~3日前に市環境衛生第二課(電話②2350)へご連絡ください。また、各ご家庭では、便つぽにはぼろ布やポリ袋などを絶対お捨てにならないようお願いします。くみ取

りの際の障害になって困っています。

**芦屋の観光写真を募集中** 風景、風物、文化など、芦屋市の観光資源を

テーマにした観光写真を昨年から募集中です。しみぎりは3月10日ですが、あなたはもうご応募ください。作品は、カラープリント(キャビネ判以上)またはカラースライドで応募点数に制限はありません。しかし昨年1月以後に撮影の未発表作品に限ります。作品の裏面に、題名、撮影の場所と年月日、住所、氏名、年令、性別を書いて芦屋市役所商工産業課(精道町7番6号)へお送りください。入賞作品の版権は市に帰属し、また、全応募作品はお返しせず印刷物などに使われていただくことがあります。

**工業関係の統計調査** 通商産業省は、昨年12月31日現在で昭和46年工業統計

調査と第4回工業実態基本調査を同時に実施します。工業統計調査の対象は製造業に属するすべての事業所です。

また、工業実態基本調査の対象は製造業に属する企業のうち通商産業大臣が選定したところで、本市では15の企業が調査対象に指定されています。対象となる企業へは、今月早々に市役所から調査員が伺いますので、ご協力ください。また、各ご家庭では、便つぽにはぼろ布やポリ袋などを絶対お捨てにならないようお願いします。

くみ取りは定期的に行なっていますが、水洗便所への切りかえ工事をされるとき、あるいは工事現場の便所などの場合のように臨時くみ取りを希望されるときは、収集日程のつづりがありますので、必ず2~3日前に市環境衛生第二課(電話②2350)へご連絡ください。また、各ご家庭では、便つぽにはぼろ布やポリ袋などを絶対お捨てにならないようお願いします。

## 市民の黒板

市役所の電話は31-2121番

**国の児童手当の手続きはおすすめ?** すでにお知らせしていた国は児童手当制度は、いよいよ今月から実施です。①日本国民であること、②国内に住所があること、③昭和42年1月2日以後に生まれた児童を含む3人以上の18才未満の児童を養育していること、④所得が一定基準に満たないこと…の4つの要件に該当し、まだ手続きをすませていないかたはなるべく早く市社会課へおこしください。国家公務員、地方公務員、公共企業体職員の場合は各職域で取り扱います。手当は3月にお支払いしますが、該当されたかたへは改めてお知らせします。

**国民年金** あなたは、国民年金に加入されていますか。20才以上60才未満で厚生年金や共済組合にはいっていないかたは、すべて国民年金に加入しなければなりません。また、加入しておかないと、将来老年金、障害・母子年金などの保障が得られないことになります。市社会課で加入の手続きをおすませください。厚生年金や共済組合にはいっているかたの配偶者も、国民年金に任意加入できます。

国民年金に加入していくと、保険料が未納になっているかたはおられませんか。保険料を一定年数以上納められないと年金を受ける資格ができません。昭和43年以前の未納保険料は、6月30日を過ぎますと納められなくなりますからご注意願います。今後の保険料の納付が困難なときは市社会課で納付免除の手続きをしてください。

**国の老健年金の請求** 次にあてはまるかたは、はんこ、戸籍抄本と世帯全員の住民票写し、恩給などを受けているときはその証書を用意して、市社会課で請求の手続きをしてください。老健年金を受けられるのは、日本国民で70才になった人が、恩給、他の年金制度から規定額以上の年金を受けていない、本人、配偶者および扶養義務者の所得が規定額以下のときです。

**点字奉仕講習会を開催** 点字の技術を習得し、盲人のかたがために役立つ奉仕活動をしていただこうと、県盲人協会と芦屋市社会福祉協議会は点字奉仕講習会を開きます。参加を希望される市民(募集人員20人)は、1月20日までに分庁舎2階にある社会福祉協議会へお申し込みください。電話でも結構です。講習会は、1月25日から3月31までの毎週火曜日と木曜日(時間はいずれも午後1時~3時)に分庁舎2階の福祉センターで開きます。参加費はいりません。点字の器具はお貸しします。

**1月の健康センターの事業** 母親学級 各日とも午後1時~4時、健康センター2階会議室で開きます。▶12日、採血と検尿、妊娠の生理、分べんの準備、妊娠中の栄養▶19日、分べんと産じょく、乳児の保育、受胎調節▶26日歯科検診と歯の話、妊娠婦の健康管理について、懇談会。

結核検診 14日午前9時30分~午後3時30分、健康センターで。希望者には血圧測定と検尿も無料です。

子宮ガン検診 19日午前9時~正午市内の産婦人科開業医で。予約申込は検診料350円をそえて健康センターへ。

預血・献血 21日、午前10時~午後3時(正午から1時間は休けい) 健康センター前の採血バスで行ないます。満16才以上60才未満の市民で、思いがけぬ事故に備えての預血・献血を希望されるかたはどうぞ。ことに毎年、いまごろの時期は保存血液が不足しがちとなり、全国的に献血促進が呼びかけられています。今月は、採血バスの来院する奇数月ですのでどうぞご利用ください。(偶数月の献血データは、日赤血液センター行きの車が出ます)

ソラ反とBCG ソベルクリン反応注射は18日、判定とBCG接種は20日、それぞれ午前9時30分~11時、芦屋保健所で無料実施します。予防接種個人票に、住所、氏名をお書きのうえ母子手帳をご持参ください。種痘、はしかの予防接種後1ヵ月以内の人は、今月

やめておいてください。

**休日の日直医** 1月9日富永医院(内科小児科)公光町②3823▶

15日長田医院(内科)清水町②4592▶16日広野医院(内科・外科)浜芦屋町②1363▶23日山下医院(内科・外科)川西町②5124▶30日福原医院(眼科・外科)春日町②2169▶

2月6日黒住医院(外科)大津町②3572。休日の日直医は午前9時から午後6時まで待機していますが、急诊以外の場合はご遠慮願います。

**官公署メモ** 【保健所から】次

のとおり健康相談を芦屋保健所で開いています。▶一般と妊産婦相談…毎週月・金曜▶乳幼児相談…満1~4ヶ月児は毎月第1・第2木曜、5ヶ月児は第3・第4木曜、6ヶ月児以上は第5木曜▶受胎調整指導…毎週木曜▶3才児心の検診…毎週火曜。以上の受付は午前9時~11時。

▶身体障害者(児)訓練指導…毎週水曜▶精神衛生相談…毎月第4水曜、この相談のお申し込みは住所、氏名、年令、症状を書き公光町5-5芦屋保健所へ。以上の時間は午後1時~3時。

▶育児教室…7~10ヶ月児は毎月第2火曜、4~6ヶ月児は毎月第3火曜。時間は午後1時30分~3時30分。

市内の医師薬剤師のかたへ 46年の医師、歯科医師、薬剤師届出票の提出は、1月14日までにお忘れなく芦屋保健所へ。用紙は保健所にもあります。

【郵便局から】昨年は郵便貯金をご利用いただきありがとうございました。局では、いま初貯金をしていただく運動を実施中です。ことしもあなたのご協力を郵便貯金をいっそう大きくお育てください。なお、年のはじめは何かと家をあけられることが多いと思いますが、貯金通帳とはんこは別々に保管されますようご配慮ください。

京都市美術館で1月29日から3月15日までの「ゴヤ展」が開催されます。本展は日本とスペインの文化交流に貢献するために開かれるもので、油絵、素描、版画など155点が出品されます。

# 一般会計決算を認定

## 第7回市議会報告

第七回定期市議会は、昨年十二月三日から十七日までの十五日間の会期で開かれました。結果は、次のとおりです。

▽第一回(十二月三日)△ 民生委員会議員長報告「請願第3号、兵庫県建設国保組合に関する請願書」「請願第7号、大原老人の家の改築について」  
▽第二回(十二月四日)△ 請願第21号「専決処分報告…訴訟の和解について」(承認)

▽第三回(十二月五日)△ 請願第22号「専決処分報告…鳴門市議会議員特別会議案第8号「意見書の提出について…建設国民健康保険組合等助成に関する意見書」(いずれも採択)

▽第四回(十二月六日)△ 請願第23号「意見書の提出について…建設國民健康保険組合等助成に関する意見書」(承認)

▽第五回(十二月七日)△ 請願第24号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第六回(十二月八日)△ 請願第25号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第七回(十二月九日)△ 請願第26号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第八回(十二月十日)△ 請願第27号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第九回(十二月十一日)△ 請願第28号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第十回(十二月十二日)△ 請願第29号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第十一回(十二月十三日)△ 請願第30号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第十二回(十二月十四日)△ 請願第31号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第十三回(十二月十五日)△ 請願第32号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第十四回(十二月十六日)△ 請願第33号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第十五回(十二月十七日)△ 請願第34号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第十六回(十二月十八日)△ 請願第35号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第十七回(十二月十九日)△ 請願第36号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第十八回(十二月二十日)△ 請願第37号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第十九回(十二月二十一日)△ 請願第38号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十回(十二月二十二日)△ 請願第39号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月二十三日)△ 請願第40号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月二十四日)△ 請願第41号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月二十五日)△ 請願第42号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月二十六日)△ 請願第43号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月二十七日)△ 請願第44号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月二十八日)△ 請願第45号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月二十九日)△ 請願第46号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十日)△ 請願第47号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第48号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第49号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第50号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第51号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第52号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第53号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第54号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第55号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第56号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第57号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第58号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第59号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第60号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第61号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第62号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第63号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第64号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第65号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△ 請願第66号「意見書の提出について…建設特別会計補正予算」(司決)

▽第二十五回(十二月三十一日)△



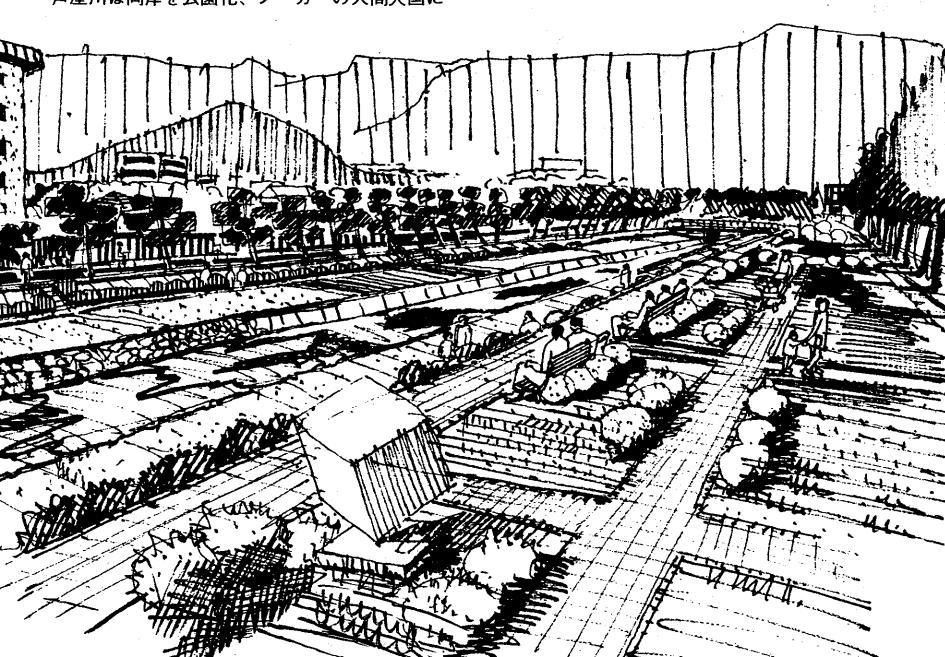
# 特集〈あすの芦屋〉への青写真

◎基本計画がてきました◎

人間性重視・自然と調和を



芦屋川は両岸を公園化、ノーカーの人間天国に



芦屋市は阪神間にあって、六甲の恵まれた自然を背景に、市民ひとりひとりの良識と努力で、すぐれた住宅地として発展してきました。

現在、わが国は情報化社会といわれる時代を迎え、社会・経済情勢も急ピッチに様相を変えようとしており、阪神都市圏にある芦屋は、都市化の波やモータリゼーションの影響を大きく受けています。さらには価値観の変化もあって、市民の行政への要求は、ますます複雑・多様化してきています。

こうした情勢の変化を見誤ることなく、将来とも秩序ある発展と市民の快適な生活を保っていくためには、長期的、そして総合的な計画が必要となります。そのため、昭和六十年を目標とする芦屋市総合計画の「基本構想」を昨年三月定めました。

この「基本構想」は、品位と風格のある個性豊かな住宅都市建設をめざし、

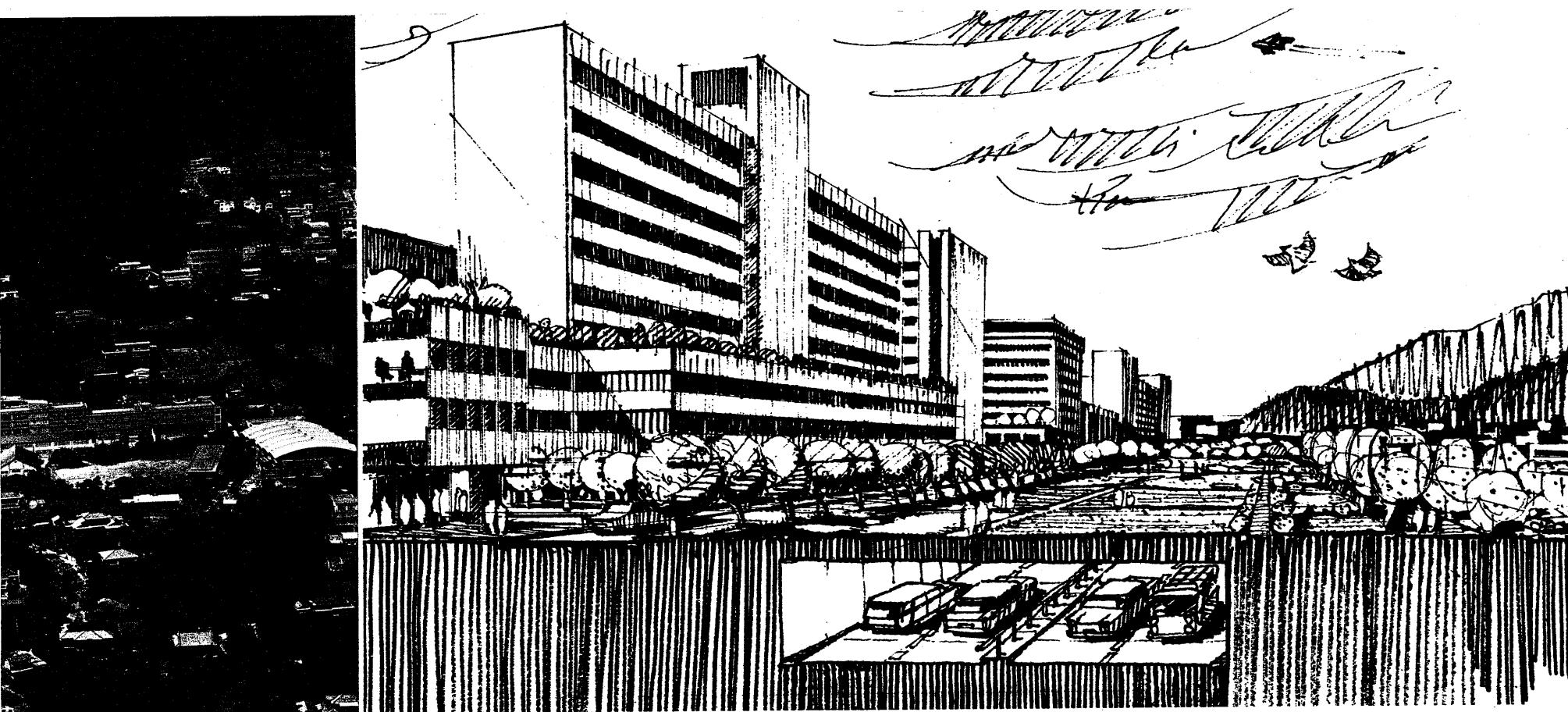
○自然と調和した緑豊かな美しいまち

○都市機能の充実した住みよいまち

○豊かな人間性と文化をはぐくむ健康なまち

の三つの基本目標を掲げています。

このたび、「基本構想」の根底にある人間重視、市民生活優先を基本に健康で快適な環境をつくりあげていくための具体的な計画として「基本計画」を策定しました。この「基本計画」には、昭和五十五年度までに実現すべき事務事業を細かくあげています。ここに「基本計画」のあらましをご紹介しましょう。



恵まれた芦屋の緑をいつまでも

生まれかわる市の中心部一国鉄・阪急間（山手幹線部分）

## 健康でゆたかな市民生活

市民が新らしい時代に即応した健康  
イ（近隣社会）をつくることが必要で  
で快適な生活を営むためには安全な環  
境のもとに住みよい健全なコミュニティ

要とする物的な生活環境の整備と地域  
力所の都市公園を増設してこれらの公  
園と緑地、芦屋川緑道、山手幹線上の  
帶状公園・緑道、山ろくグリーンベル  
ト、ハイキングコースなどを系統的に  
結び回遊のできる緑のネットワークを  
形成していきます。

土地の利用については、全市域にお  
いて自然環境の保全に努めるとともに、  
平面構成と立体構成の調和をとり、低  
層、中・高層の地域を明確にし、秩序あ  
る空間と美観の保持を目標に合理的な  
対応したきめ細かな計画のもとに整備  
を進めていきます。

土地の利用については、全市域にお  
いて自然環境の保全に努めるとともに、  
平面構成と立体構成の調和をとり、低  
層、中・高層の地域を明確にし、秩序あ  
る空間と美観の保持を目標に合理的な  
対応したきめ細かな計画のもとに整備  
を進めていきます。

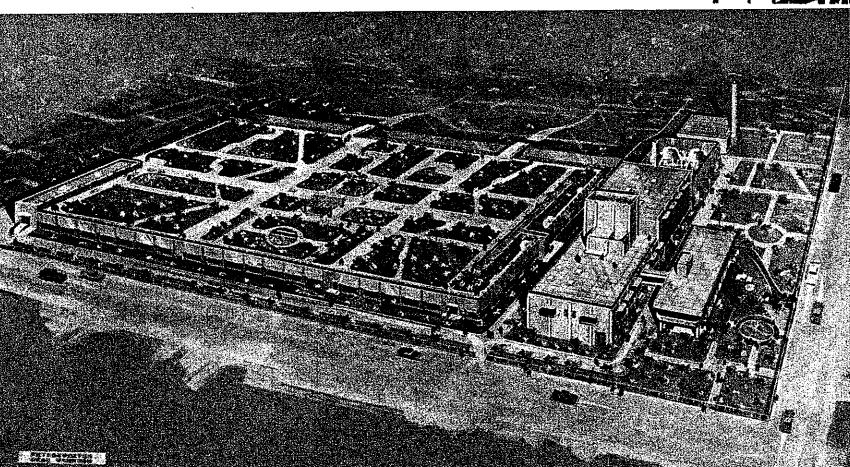
本市は、阪神工業地帯の中にあるに  
かかわらず緑が多く、美しい景観を呈  
していますが、公害の激化とともに、  
再編成と相まって市街地の再開発も進  
めていきます。

このようないくつかの整備と相まって、自然緑  
地の保全をはじめ、都市施設を緑化す  
るとともに、市民の協力により家庭に  
おける庭の樹木、草花の保全、増植を  
推進します。また、休閑地等を利用して  
て苗・ほを設け、樹木、草花の育成栽培  
を行なうとともに苗や種子の配布、記  
念植樹などあらゆる機会をとらえて全  
市民を一体とした緑化運動を展開して、  
「全市公園化」——自然の中のまちづくり  
を行ないます。

道路網は、東西および南北の都市計  
画道路を整備し、幹線道路、鉄軌道と  
の立体交差化を進めて、交通の流れを  
円滑にするほか、バス網を整備し大量  
輸送機関との有機的な結合を図り、市  
民の足を確保していきます。

山地は、自然保護、防災上の配慮か  
ら、すでに開発された地域、開発の認  
められた地域以外は保全し、海浜埋立  
地については、浜地区を住宅地とし、  
沖地区をレクリエーション地区として  
開発します。

料理教室



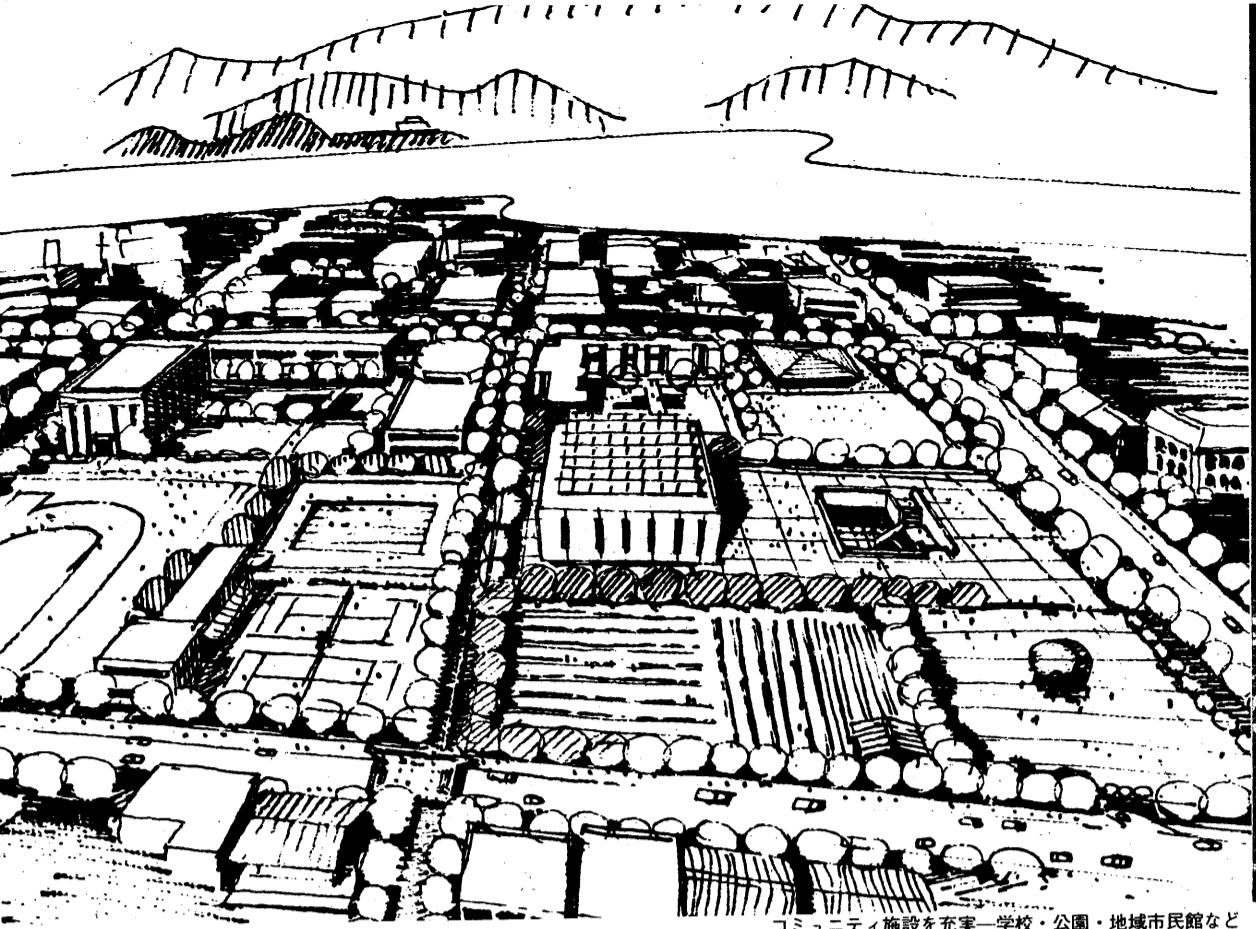
緑地公園的な下水処理場



絵画アトリエ



いこいの広場を各所に



コミュニティ施設を充実—学校・公園・地域市民館など



的連帯感に基づく自主的、積極的なコミュニケーション活動（人間交流、市民参加、連帯意識の高揚など）の推進という二つの面があります。

本市では、小学校を中心とする「近隣住区」を設定して、それぞれ特色のある「コミュニティづくり」を進めていきます。そのための施設として近隣住区にコミュニティセンター（地域市民館）を設置し、教育、文化、福祉などの施設を設けます。

市民福祉の推進については、国の施策の拡充強化を促していくとともに市民独自のきめ細かな施策を行なっていきます。

児童福祉は、保育所一園の新設をはじめ、児童遊園を三十二カ所設置します。また、児童の健全育成のためコミュニティセンター（地域市民館）の中に児童館を設けます。

一方、老令人口の増大、核家族化の進行に対処するため、寝たきり老人をはじめ、援護をする老人の対策を強化し、健康な老人のための施策も充実していきます。そのため、老人医療費助成の年令の引き下げ、対象の拡充、年金の充実など給付制度の改善を図ります。さらに、地域老人クラブの助成、老人憩の家の建設などを進めます。

身体障害者については、実態のは握に努めるとともに、障害別、障害程度に応じたきめ細かな対策を充実しています。

また、勤労青少年のための、だれでもいつでも気軽に仲間づくりやいこうことのできる施設を設置します。

行政の緊急な責務であると同時に国民的課題である同和問題については、関係団体と緊密な協力のもとに、総合的な同和対策を積極的に推進して、すみやかな解決を図ります。

市民の健康の保持と増進を図るため、「健康センター」を拡充して積極的に取組むとともに、地域における公的基

幹病院としての市民病院は、医療水準の高度化を図ります。

埋立地に近代的なごみ処理施設を建設し、ごみの増大に対処するとともに公園的な下水処理場を建設して百パー

セント水洗化を図ります。

公害については、主として大気汚染、騒音対策を中心に監視網を強化し、全

市的な環境保全対策の一環として取組みます。そのため総合監視センターの設置、騒音調査の実施、自動車による騒音、排気ガスに対処するための融資制度などを設けるとともに、市民の健

康調査を行ないます。

交通安全は、歩道および歩道橋、ガードレール、反射鏡などを増設し、あわせて歩行者専用道路、自転車専用道路を体系的に指定し整備します。

市民の生命と財産を守り迅速な活動をするため、消防の一分署、一出張所を設け、機動力、消防水利などを充実します。

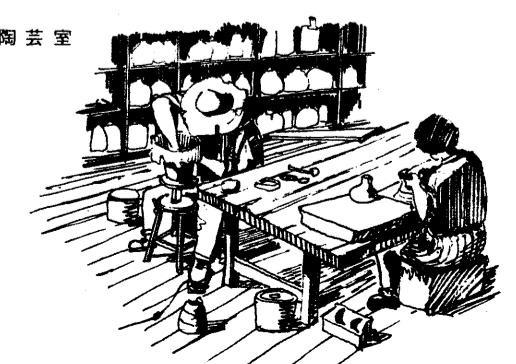
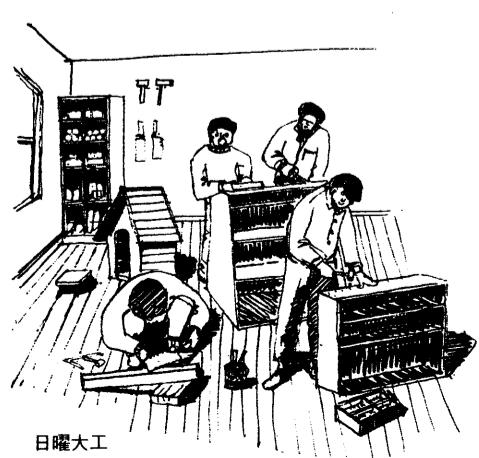
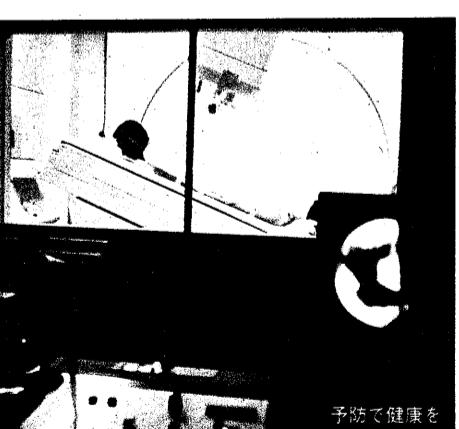
住宅については、一人一室を目標に、関係機関と協力して居住規模の拡大と住宅機能の向上を図ります。既存の木造市営住宅は、建替えを行ない用地の高度利用を進めます。

市民の利便で快適な消費生活の確保と商業の振興を図るために、国鉄芦屋駅周辺を道路、広場等の公共施設の整備とあわせて再開発を実施し、中心的な商業地域を形成します。

また、各駅ターミナルについても、

既存の店舗を集約化して地区の特性に応じた整備を図っていきます。

農業については、生鮮そ菜への転換を図るとともに特色ある住区形成の一環としての「市民の菜園」なども設け、都市の中の貴重な緑地、空地としてできるかぎり保存していきます。



# 創造性を高め 個性ある文化を

以上述べてきました生活基盤の整備や、生活環境の充実と相まって、心身ともに健やかな市民が個性豊かな文化の花を咲かせてこそ、品位ある生き生きとした「芦屋」のまちがつくられていきます。

そのため、自主的で創造性のある人間の育成を目指して教育施設の充実、文化活動の振興のための環境づくりを行なっていきます。

義務教育施設は、規模と配置の適正化を図り、小学校三校、中学校二校を新設します。幼稚園は、私立幼稚園との関連を配慮し、九園新設するとともに、私立幼稚園の育成、助成を図ります。

技術革新の進行、余暇の増大、市民の学習意欲に対応して、生涯教育の振興を図るために条件整備を行ない社会教育を充実していきます。そのため、中央公民館、中央図書館の設置のほか、

コミュニケーション活動に対応するため、市民体育館、市民プールを建設し、市外の適地にはレクリエーションセンターを建設、海浜埋立地には、スポーツセンターの誘致を促進します。

青少年の健全育成については、自然との交流、青少年の連帯感を深め、情操、教養の向上を図ります。そのため、青少年野外活動センターを拡充整備するとともに、青少年センターを設置します。

市民の文化活動の振興にあたっては、市民の創造性や、市民意識を高めるための条件を整備していくとともに、地域の特性に応じてボランティア活動を推進していきます。

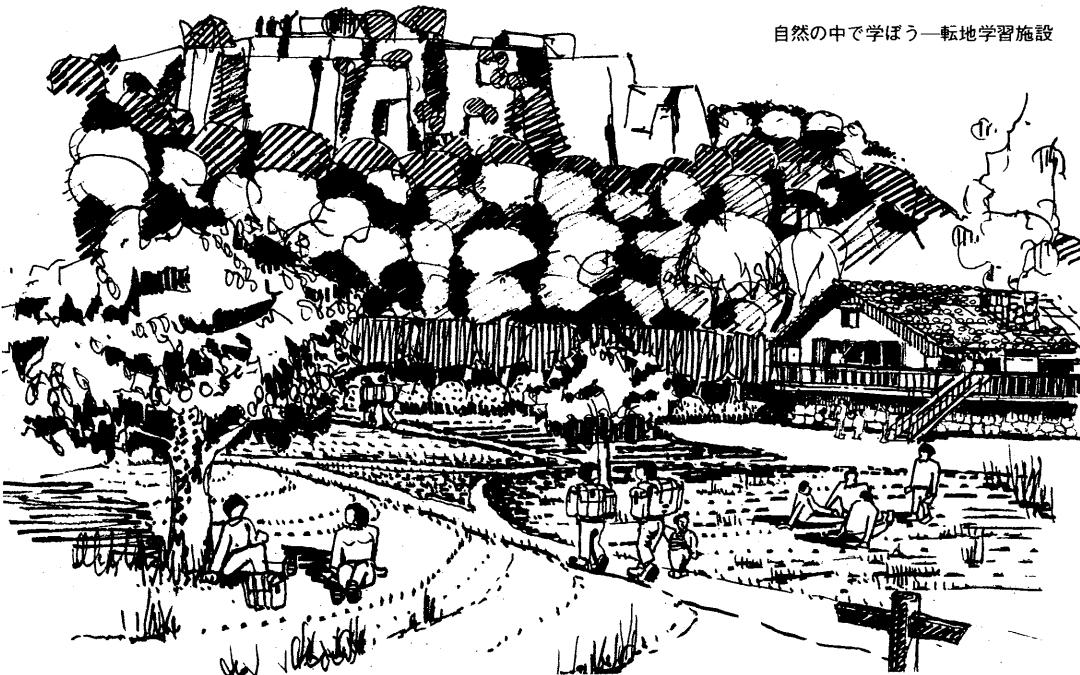
## 計画の実現を目指して

この計画が実行され、そして十分な成果をあげるためには、市民の理解と協力、さらには積極的な市民の参加が是非とも必要となります。

したがって、市民とのきめ細かな対話をはじめ、市民の声を市政的に的確、迅速に、いつでも反映させ、民主的な行政を進めていきます。

そのため、各種情報媒体の利用をはじめ、世論調査を定期的に実施して、住民意識のは握とその変化に対処して

自然の中で学ぼう—転地学習施設



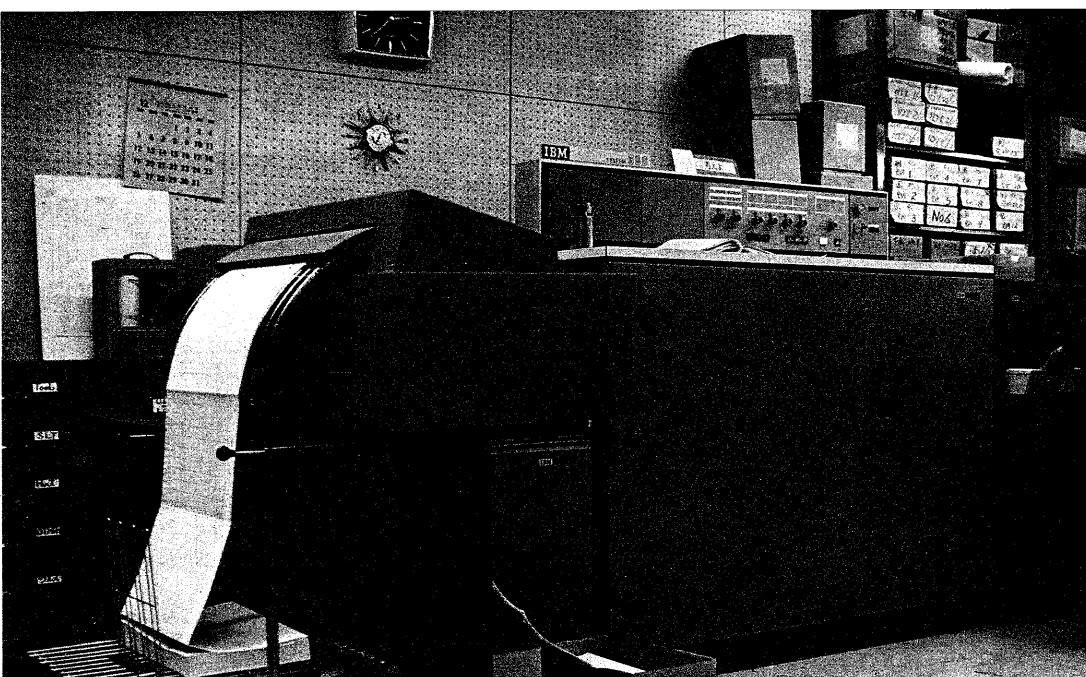
野外活動センター



若いも若きもスポーツを



教育機器の充実



行政に科学と効率を



いつでも何でも皆さんの声を—電話サービス